

(一社) 山梨県建設産業団体連合会  
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会  
会長 浅野 正一  
(公印省略)

支払遅延防止法における遅延利息の率の改正等に伴う  
契約約款の改正について

標記の件について、別紙の通り山梨県県土整備部長より通知がありました。

現行の建設工事請負契約約款等を一部改正し、令和8年4月1日以降に契約を締結する  
工事から適用されるとのことです。

つきましては、下記に示す改正事項並びに添付資料をご確認いただき、貴団体傘下会員  
(組合員)宛にご周知のほどよろしくお願い致します。

記

《改正内容》

- (1) 他機関が発注した工事との調整規定の創設
- (2) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設
- (3) 前払金の使途に関する規定の見直し
- (4) 支払遅延防止法における遅延利息の率の改正に伴う改正

以上